



## 第6章

### 福祉サービス等に関する情報

# 障害者手帳

障害者手帳は、障害の種類や程度に応じて障害者に交付される手帳の総称です。

申請手続は、お住まいの**市町村障害福祉担当窓口で行うこと**となります。



障害者手帳

## <障害者手帳の種類>

◇**愛護手帳**（全国的には「療育手帳」といいます）

2つの程度があり、知能測定値、基本的な生活習慣、問題行動を**総合的に判断**し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けられます。

判定は、児童相談所又は青森県障害者相談センター等で行います。

◇**身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある方に交付されるもので、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方が対象となります。

◇**精神障害者保健福祉手帳**

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から**総合的に判定**され、単独での日常生活が困難な状態等の「1級」、日常生活に著しい制限を受ける状態等の「2級」、日常生活、社会生活に制限を受ける状態等の「3級」に分けられます。

手帳の有効期間は2年間で、**2年ごとに更新**の手続きが必要です。

障害者手帳を交付されることにより、様々な福祉サービスを利用することができます。

## <利用できる主なサービス>

- ・ 重度心身障害者医療費の助成
- ・ 各種税の減免及び控除
- ・ 公共料金の割引等
- ・ 県営住宅の優先入居
- ・ 補装具の交付、修理等

※ 受けられるサービスは**障害の種類や等級、各地方自治体により異なる**ため、各市町村障害福祉担当課に確認する必要があります。



## 参考資料

◇手帳の交付手続き等の詳しい内容は、市町村ホームページで確認できるほか、しおりやガイドブック等を作成・発行している市町村もあります。

＜青森市＞ 福祉部  
「福祉ガイドブック」



＜八戸市＞ 障がい者のしおり  
(障がい者のしおり、精神障がい者のしおりの2種類あります)



＜五所川原市＞ 福祉部福祉政策課  
「障害福祉の手引き」



＜つがる市＞ 福祉部福祉課  
「福祉のしおり」



＜弘前市＞ 障がい福祉課 HP  
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/2014-1128-1540-29.html>

＜平川市＞ 福祉課障がい支援係 HP  
<https://www.city.hirakawa.lg.jp/faq/fukushi/shougaisha/index.html>

＜黒石市＞ 福祉総務課障がい福祉係 HP  
<http://www.city.kuroishi.aomori.jp/kenkou/shougai/2020-0320-1632-14-13.html>

＜むつ市＞ 福祉部障がい福祉課 HP  
<https://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/37,13963,74,html>

＜十和田市＞ 福祉係 HP  
<https://www.city.towada.lg.jp/fukushi/shougaisha/techou.html>

＜三沢市＞ 福祉部障害福祉課 HP  
<https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/20,0,110,119,html>

## 障害福祉サービス(児童編)

障害者への福祉サービスは、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図っています。

また、障害児を対象としたサービスは「児童福祉法\*」に基づいて、以下のサービスが受けられます。

※児童福祉法では、「児童」の定義を満18歳に満たない者と規定しています。

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に、その他の福祉サービスは、市町村の担当窓口（障害福祉課など）に申し込みます。

サービスの内容		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれる。
	医療型児童発達支援	②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等※を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。 ※保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

障害者総合支援法に基づくサービスの中で児童が使える福祉サービスは、以下の内容です（その他のサービスについては、63ページ参照）。

サービスの内容		
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。



相談にのってみよう

## ケース14 放課後等デイサービスとはどんな場所ですか。

放課後等デイサービスとは、障害児通所支援であり、授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の支援を行うサービスのことです。

利用は、小学校1年生から高校3年生（6歳から18歳、特例で20歳）までの発達に課題のある児童生徒が利用できます。放課後の居場所として、また、レスパイトケア（家庭支援サービス）としての役割を担っています。

具体的には、「自立した日常生活を営むために必要な訓練」「創作的活動・作業活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」等を行っています。

担当する児童生徒が、利用している場合は、支援内容等の共有をするなどの連携が大切です。



## 参考資料

- ・ **障害福祉サービス等情報検索**（独立行政法人福祉医療機構）

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



- ・ **障害福祉サービスの利用について**

（平成30年10月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）



## 障害福祉サービス(成人編)

障害福祉サービスは、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「**障害福祉サービス**」、「**地域相談支援**」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「**地域生活支援事業**」があります。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「**介護給付**」、訓練等の支援を受ける場合は「**訓練等給付**」に位置付けられます。

### <介護給付>

	サービスの内容	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)(児・者)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護(児・者)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護(児・者)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援(児・者)	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系	短期入所(ショートステイ)(児・者)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

※(児・者)とあるものは、障害児も利用可能

### <訓練等給付>

	サービスの内容	
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援(A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援(B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

### <相談支援>

- ・計画相談支援(障害福祉サービス等の申請に係る利用計画の作成)、地域移行支援(地域移行支援計画の作成、関係機関の調整)、地域定着支援等

### <地域生活支援事業>

- ・日常生活用具給付、意思疎通支援(手話通訳や点訳等を行う人の派遣)、移動支援、成年後見制度利用支援等があります。
- ・それぞれの市町村で行っているため、事業内容の詳細は異なります。



相談にのってみよう

## ケース15 福祉サービスを利用するための手続きを教えてください。

### <主な手続きの流れ>

- (1) 市町村の窓口申請し**障害支援区分**\*<sup>1</sup>の認定を受ける。
- (2) 利用者は「サービス等利用計画案」を「**指定特定相談支援事業者**\*<sup>2</sup>」で作成し、市町村に提出する。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催する。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。
- (6) サービス利用が開始される。

\* 1 : 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

\* 2 : 指定特定相談支援事業者

適切な障害福祉サービス等を利用するため、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施する事業所です。事業所によって、障害児を対象としていなかったり、障害の種類を特定していたりする場合もあります。



## 参考資料

- ・ **障害福祉サービス等情報検索** (独立行政法人福祉医療機構)

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



- ・ **わかりやすい障害者総合支援法パンフレット**

(社会福祉法人 大坂手をつなぐ育成会作成 厚生労働省)





# 手当等に関するサービス

手当に関するサービスとして、保護者等の申請に基づき、障害年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当があります。

	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
支給要件	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
その他	原則、年4回支給されます。 前年の所得一定の額以上の場合、支給額に制限があります。	原則、年3回支給されます。 等級によって支給額が異なります。 前年の所得一定の額以上の場合、支給額に制限があります。

## <障害年金>

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には**2種類**あります。病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が支給されます。

障害基礎年金	障害厚生年金
<p>20歳前または国民年金の被保険者期間中または被保険者でなくなった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象になります。</p> <p>障害の状態が障害等級表（1～3級）のいずれかに該当している必要があります。</p> <p>※障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。</p>	<p>厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象になります。</p> <p>障害の状態が障害等級表（1～3級）のいずれかに該当している必要があります。</p>

どちらの年金も、初診日の前日において保険料の納付要件を満たしていることが必要です。（ただし、20歳前に初診日がある場合は、保険料の納付要件はありません。）

手続きは、**市町村窓口**になります。また、手続きから診査結果のお知らせが届くまで**3ヶ月程度**かかります。

## <その他のサービス>

- ◆特別障害者手当生活保護の障害者加算
- ◆重度心身障害医療費の助成
- ◆手帳の所有者を対象にした減免のサービス 等

※各自治体により対象者、サービス内容が異なる場合があります。



相談にのってみよう

## ケース16 障害者年金の手続きを教えてください。

### <主な手続きの流れ>

- (1) 初診日を確認し、年金事務所や市役所（町村役場）に相談する。
    - ・保険料の納付要件や手続きに必要な書類を確認する。
  - (2) 「年金請求書」を提出する。
    - ・障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われる。
  - (3) 「年金証書」、「年金決定通知書」等が日本年金機構から自宅に届く。
    - ・年金請求書の提出から、3か月程度で届く。
    - ・障害年金が受け取れない場合は、「不支給決定通知書」が送付される。
  - (4) 年金証書が自宅に届いてから、約1～2か月後に、年金の振り込みが始まる。
    - ・年金請求時に指定した口座に偶数月に振り込まれる。
- ※年金請求書の提出から、年金の受給まで3～4か月かかるため、早めの手続きが大切です。



## 参考資料

### ・日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

### ・障害基礎年金お手続きガイド（厚生労働省）



### ・障害年金ガイド（日本年金機構）



### ・主な各市町村ホームページは60ページ参照。